前 金	部分:	払
有	1	口

令 和 5 年 度

建 整 消 総 継 第 1 - 1 号

津市中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

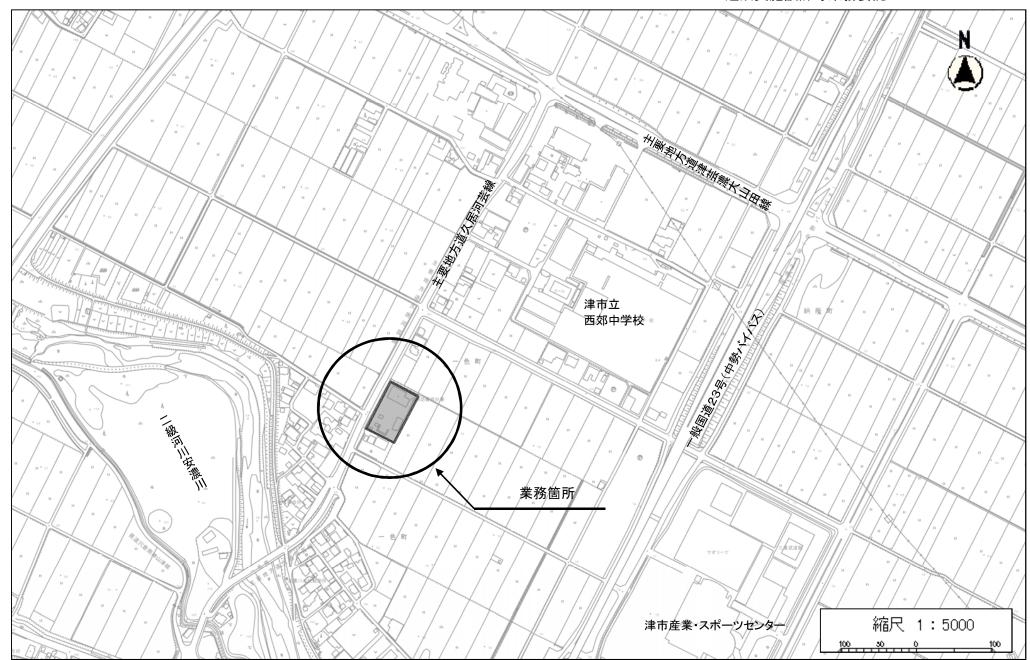
市

建設部建設整備課

令和 5	5年度	建整消総継	第1-1号	-		業	務	委	託	設	計	書
委託	担示に	津市一色町地内					担当	参事				
安武	物別						課	·長				
委託	C 夕	津市中消防署西分	・異敢借に伴る半	公宝 松	先記卦学类教禾:	Y.	検り	章 者				
安司	L 1 ₁	伴川中伯奶者四分 	者鑑備に任り垣	风天州	也成司 守未伤安计	T	担当主幹					
設 計	L <i>岁</i> 百						担当	副主幹				
	I 识	(うち消費税等相当額)						計者				
履行	th 月月	令和 6年 6月28日限り										
// 发1] 为	为门门	7771 0 4	0月20日限り									
長		_	ф		_							
			業	務	<i>O</i>		大	要				
造成詞	設計				一式							

位 置 図

令和5年度建整消総継第1-1号 津市中消防署西分署整備に伴う 造成実施設計等業務委託



業務名 令和5年	度建整消総継第1-1号		当初	業	種 測量業務	
津市中消	防署西分署整備に伴う造成実施設計等業	務委託		項	目 基準点測量	基
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
基準点測量		式		1		
				1		
基準点測量		式		1		
3級基準点測量		式		1		
3級基準点測量	永久標識設置永久標識設置あり; 伐採 伐採含まない	点		1		
基準点設置	埋設方法地上埋設(上面舗装); 作業量1点	点		1		
4級基準点測量		式		1		
4級基準点測量	永久標識設置永久標識設置なし; 伐採 伐採含まない	点		2		
地形測量		式		1		

	度建整消総継第1-1号		当初	業		
津市中消	防署西分署整備に伴う造成実施設計等業	務委託		項目	1 地形測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
現地測量		式		1		
現地測量		式		1		
現地測量(作業計画)		業務		1		
現地測量	作業量0.005km2	(km2)式		1		
応用測量		式		1		
路線測量		式		1		
路線測量		式		1		
作業計画		業務		1		

業務名	令和5年度建整消総継第1-1号		当初	業		
	津市中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業	務委託		項	目 応用測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
現地踏査	交通量による変化率0~1000台未満/1 2時間 [0.0]	式		1		
中心線測量	交通量による変化率0~1000台未満/1 2時間 [0.0] ; 曲線数による変化率単 曲線換算曲線数 0 [-0.1] ; 測点間隔 による変化率測点間隔 10m [+0.3]	km		0. 07		
仮 B M設置測量	交通量による変化率0~1000台未満/1 2時間 [0.0]	km		0. 07		
縦断測量	交通量による変化率0~1000台未満/1 2時間 [0.0]	km		0. 07		
横断測量	交通量による変化率0~1000台未満/1 2時間 [0.0];曲線数による変化率単 曲線換算曲線数 0 [-0.1];測量幅に よる変化率45m以上~ 75m未満;測点間 隔による変化率10m [+0.8]	km		0. 07		
共通		式		1		
共通		式		1		
打合せ等		式		1		

	度建整消総継第1-1号	当初	業和			
	防署西分署整備に伴う造成実施設計等業 規格	務安社 単位	前回数量	項 [今回数量	其通 数量增減	摘要
打合せ	中間3回	業務	<u></u>	1	<u> </u>	摘安
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費交通費(率計上)(測量)		式		1		
安全費		式		1		
安全費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		

	度建整消総継第1-1号 大関亜八関軟件に似るとは実体記述第巻	当初	業種項目			
	防署西分署整備に伴う造成実施設計等業 規格	防安社 単位	前回数量	今回数量	型	摘要
電子成果品作成費(測量))SCIET	式	的凹奴里	1	双 基·相侧	刊
直接測量費		式		1		
間接測量費		式		1		
諸経費		式		1		
測量業務価格		式		1		
造成設計		式		1		
造成設計		式		1		
基本設計		式		1		

	度建整消総継第1-1号		当初	業和		業務
	防署西分署整備に伴う造成実施設計等業			項目		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
基本設計		業務		1		
実施設計		式		1		
実施設計		業務		1		
共通		式		1		
共通(設計業務)		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ	初回・中間5回・最終	業務		1		
関係機関打合せ協議		機関		1		

	5年度建整消総継第1-1号		当初					
	中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業			項目	·			
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要		
直接経費		式		1				
直接経費		式		1				
旅費交通費		定		1				
旅費交通費(率計上)(設計)		定		1				
電子成果品作成費		式		1				
電子成果品作成費(設計)		式		1				
直接原価		式		1				
その他原価		定		1				

業務名 令和5年	度建整消総継第1-1号	当初	業			
津市中消	方署西分署整備に伴う造成実施設計等業	務委託		項目	業務原価	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
業務原価						
		式		1		
				1		
一般管理費等						
		式		1		
				1		
設計業務価格						
		式				
				1		
業務価格						
		式		1		
				1		
消費税相当額						
		式		1		
				1		
業務費計						
		式		1		
				1		

令和5年度 建整消総継第1-1号

津市中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業務委託

数量総括表

いい : 基準点測量

レベル1 : 地形測量

バル: 応用測量

いい1 : 共通

いが : 直接経費

いが : 造成設計

い 川 : 共通

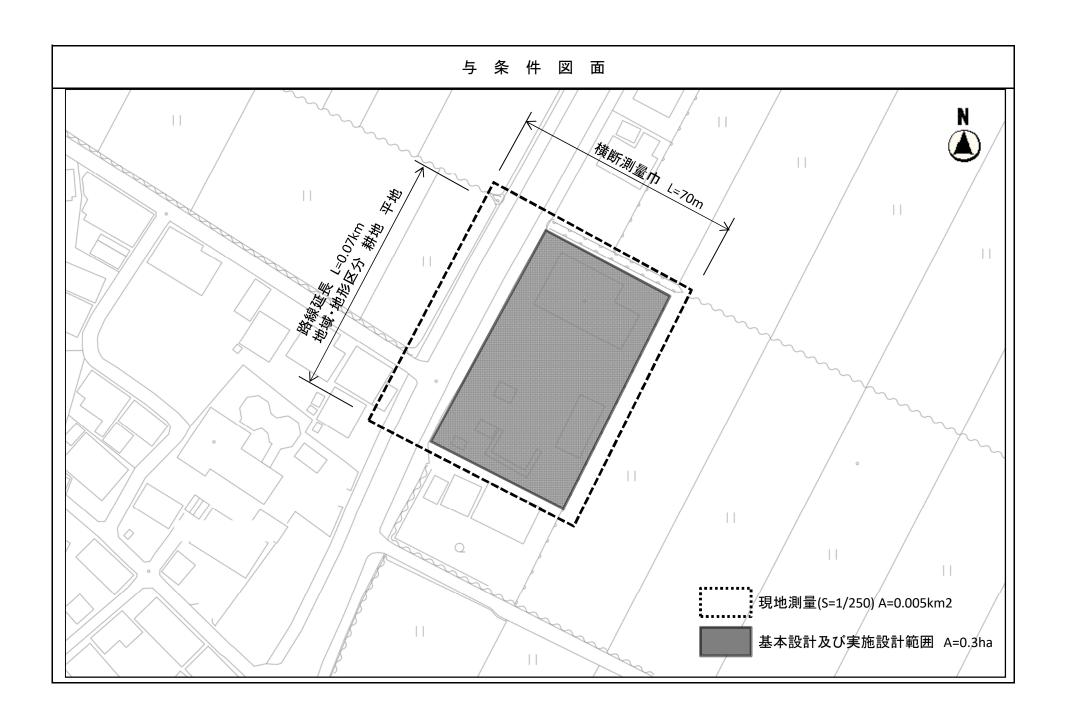
いが : 直接経費

		ı	·····································	 総 括 表			
\^`\l1	レヘ゛ル2	V^* IV3	V^* N4	V^` N5	単位	数量	摘要
(工事区分)	(工種)	(種別)	(細別)	(規格)		X =	1192
基準点測量					式	1	
	基準点測量				式	1	
		3級基準点測量			式	1	
		- 1000	3級基準点測量		点	1	
			基準点設置		点	1	
		. 47 + 14 1-171 1-1	<u> </u>			•	
		4級基準点測量			式	1	
			4 級基準点測量		点	2	
地形測量					式	1	
	現地測量				式	1	
		現地測量			式	1	
			現地測量(作業計画)		業務	1	
			現地測量	作業量0.005km2	(km2) 式	1	
応用測量				11 213 21 2 2 3 1 1 1 1	式	1	
心	吹伯河트						
	路線測量				式	1	
		路線測量			式	1	

		=	工 事 数 量	総 括 表			
\^`\\1	レヘ゛ル2	V^* JV3	V^* JV4	レヘ゛ル5		Nu 🚍	
(工事区分)	(工種)	(種別)	(細別)	(規格)	単位	数量	摘要
			作業計画		業務	1	
			現地踏査	耕地 平地	km	0. 07	 交通量0~1000台未満/12h
				耕地 平地 測点間隔10m			
			中心線測量	単曲線換算曲線数0ヶ所	km	0. 07	交通量0~1000台未満/12h
			仮BM設置測量	耕地 平地	km	0. 07	交通量0~1000台未満/12h
			縦断測量	耕地 平地 耕地 平地 測点間隔10m	km	0. 07	交通量0~1000台未満/12h
			横断測量	測量幅45m以上~70m未満 単曲線換算曲線数0ヶ所	km	0. 07	 交通量0~1000台未満/12h
共通					式	1	
	共通				式	1	
	7 122						
		打合せ等			式	1	
			打合せ	中間3回	業務	1	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
	F101127						
		旅費交通費			式	1	
			旅費交通費(率計上) (測量)		式	1	
			(6年)			,	
		安全費			式	1	

		I	事数量	総 括 表			
レヘ゛ル1	レベル2	V^* Jl3	V^` N4	レベル5		W E	14
(工事区分)	(工種)	(種別)	(細別)	(規格)	単位	数量	摘要
			安全費		式	1	
		電子成果品作成費			式	1	
		电子从水阳下从食					
			電子成果品作成費(測量)		式	1	
\# _\ =n.=1					_1-	4	
造成設計					式	1	
	造成設計				式	1	
		基本設計			式	1	=n=1 ** FFF A O OL -
			基本設計		業務	1	設計範囲A=0.3ha (基準面積0.25ha)
			E-1-10A11		26.323		(<u>E</u> + <u>M</u>) <u>K</u> 0. 20110)
		実施設計			式	1	
			≠+₩÷₽₽÷1		₩ ₹	1	設計範囲A=0.3ha
			実施設計		業務	I	(基準面積0. 25ha)
共通					式	1	
					_		
	共通(設計業務)				式	1	
		打合せ等			式	1	
			打合せ	初回・中間5回・最終	業務	1	
			関係機関打合せ協議		機関	1	
直接経費					式	1	

		I		 総 括 表			
レ^゛ル1 (工事区分)	レ^`ル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
	直接経費				式	1	
		旅費交通費			式	1	
			旅費交通費(率計上) (設計)		式	1	
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費(設計)		式	1	



	r H	۲ کا	4	H			7
か ら 百	業務条件 (*)	資料の資与	打 哈 在 第	工程関係	成果の提出	業務計画等	適用基準等
図 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。□ その他(業務条件は下記のとおりとする。 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を 方法についいては監督員の指示によるものとする。	□ 発注者の資与する資料は、次の資料とする。 () □ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。	本業務における打合セ等の実施は次のと 業務着手時 中間打合セ (3) 成果品納入時 関係機関協議資料作成 () 関係機関協議資料作成 ()	との工程調整の必要あり 8名:令和5年度営消総第1-28号 津市 6和5年度営消総継第1-29号 済 令和5年度営消総第1-34号 津市 令和5年度営消総第1-34号 津市 との協議の必要あり(別途資料作成必	作業完了後は、精度管理表を提 作業元子後は、精度管理表を提 いては除外する。 電子記憶媒体で提出すること。 マニュアル【令和4年7月改訂 本業務における成果物の印刷物(接査用として成果物の印刷物(時本、図面は袋とじ)を1部提 男示、図面は袋とじ)を1部提 のうえ相互間で必要デーーの全業終レの工程調整の必要を	図 契約締結後14日以内に測量作業計画書(作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。)を監督員に提出する。 ② 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 ② 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ② 本測量作業に使用する主要機器(トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距	明示事項(条件及び内容) ② 訓量業務共通仕様書(三重県)【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む(最新改定令和5年4月) 三重県公共測量作業規程(作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土 交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号及び 令和2年国土交通省告示第461号により一部改正)準用) □ 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 □ 三重県土地改良事業測量作業規程(農林水産省農村振興局測量作業規程準用) こ その他(

 $N_{0.1}$

^{1 (}注)

上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適 切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

ω Ν

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.1

明示項目	明示事項(条件及び内容)
ア 適用凶書	☑ 設計業務等委託契約書☑ 設計業務等共通仕様書(三重県)【令和3年11月制定】
	部分改定を行った内容も含む
	□ 三重県公共工事共通仕様書(三重県)【令和2年8月制定】
イ 業務計画等	☑ 契約締結後 14 日以内に業務計画書(工程表)を監督員に提出する。
	業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数を監督員に提出する。
	七. 异口 经条件工程 计
	★ 米が日表は、 項目回が近日の枚光 フィクシックトが11 第日 9 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ウ 成果の提出	S 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル 【令和4年7月改訂】によるものとする。
	☑ 本業務における成果物の提出部数は、(□ 3部 ☑ (2)部)とする。
	指示する期日までに提出する成果物あり。(別途、業務前に指示する。
	☑ 検査用として成果物の印刷物(A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ)を1部提出する。
	一 木の街 ()
エ 工程関係	の工程調整の必要あり
	守和 5 年度 宮浦総継第 1 - 2 9 号・ 律巾中消め者 四分者新樂上事に係る設計業務委託)合和 5 年度 営消総第 1 - 3 4号・津市中消防署西分署解体工事に係る設計業務委託)
	☑ 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり)
才 管理技術者)
の要件	
•••••	(M) 建設 部門 都市及い地方計画 科目、 □ 部門、 □ が明 · 科日 *・聞もくい)
	「当今年後十二回移(854~887)(1977・197)(1977)(1977・197)(1977)(19
	M Hunning Hu
	(☑ 都市計画及び地方計画 部門、□
管理技術者のその他要	☑ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。
件	口 その他 () () () () () () () () () (

- (注)
 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 こ. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
 油

津 令和4年11月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

Q			#							φ	
資料の貸与			打合せ等		照査の実施			照査技術者の要件		照查技術者	明示項目
		Ď	Ď		Ŋ			照角			
発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 ((貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。	いては、管理技術者が出席いては(2 業務着手時 成果物案の打合せ時を	条わり	本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 2 業務着手時 2 中間打合せ (5)回 2 成果品納入時	M HMMAFMAXX (国土X通道XFEBAXM配具採制を(干減29年3月以)	をは下記も含めて実施し、これに基づいて作成した? をは下記も含めて実施し、これに基づいて作成した? て提出しなければならない。	(☑ ###■WC#### 部門、 □ 部門を問わない)□ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者	明1 』 『『※※※』』 『日 、	技術者は、(□下記の者 図下記のいずれかの 図 技術士	は、照査技術者を定めなければならない。	基本・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。	明示事項 (条件及び内容)

- (注)
 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 こ. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
 油

津 令和4年11月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

$\overline{}$
\leftarrow
9
ယ
~

明示項目	明示事項(条件及び内容)
ケー業務条件	□ 業務条件は下記のとおりとする。
	□ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を 行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コーその他	2
	☑ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に 基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討する こと。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物 (設計図面、数量計算書等)の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製 品」と記載すること。
	口 その他

- (注)
 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 こ. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
 油

津 令和4年11月

前金支払いに関する事項

前払いするものとする。 必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で 証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が 請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保

部分払いに関する事項

の請求に応じて行うが、部分払いの回数は1回とする。 本業務の部分払いは、津市設計業務等委託契約約款第37条の2に基づき、そ

時期については、令和5年度末に必ず行うものとする。

なお、業務における継続事業の年度別総事業費の割合は次のとおりとする。 また、令和5年度末の支払いについては、当該年度の年割額の範囲内とする。

令和5年度27%程度令和6年度73%程度

特記仕様書

条件等及で内容を 条件等及で内容。 表力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等)と 入の排除等の なお、下記の内容における用語は、連市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 なお、下記の内容における用語は、連市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 27年維市訓別76号において使用する用語の例による。 1 受注者等は、最力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない、 (2) 受注者等は、最力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない、 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない、 (4) 受注者等は、暴力団等と認められる資料販売業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物 処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者等は、暴力団等と認められる資料販売業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物 処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者等は、暴力団等と認められる資料販売業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物 処理業者等を使用してはならない。 (5) 受注者は、断団としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所載の警察署 には職し複主と要が協力をするかとする。 の会業者は本市に支制のをするがとうとする。 会社者は本市に支制期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に支制期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に支制期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に支制期間の延長等の指置が必要となるときる。 入札参加資格者等以は、受注者のとうは、当な人利参加等を着等に対しては、非市建設工事等指名停止基準につかるときなどは、当な人利参加等格者等に対します情報にありとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講にるものとする。 契約等については、これを解除することができる。 契約等については、これを解除することができる。 型約等については、これを解除することができる。 を対象に対して、不同な企業すものではありません。 1 下請契約又は再奏計等において市均本店事業者を活用すること。 2 資料、規材判等の関連者が必要となる場合は、市均本店事業者から調達することの地元製品、地元生産品を使用すること。 2 養務で事者等の使用人等が必要となる場合は、市均本店事業者のもは入ますること。 2 本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域廃 本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域廃 本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域廃	(本お、下記の内容における用語は、準市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。) において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (4) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするとさは、下請契約等の相手力と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、労働者と対等な対策は、おける合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (5) 受注者等は、不計契約等の相手力を選定するとき、又は資材等を調達するとさは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約と関する施策に協力しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基力を消失を活用支入とさは、当該公契約の解除、受注者等に、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとさは、当該公契約の解除、受注者等という。が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施すると表は、当該公契約の解除、受注者等したよう場所の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとまは、当該公契約の解除、受注者等したとさ。 (1) 条例第8条第1項の規定による報告を忘り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を指示、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののはか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。	
3 E (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応うかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認めた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元集品、地元生産品を使用すること。3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地、済の確々な発用を同ることに関する。	配慮依賴事項津市公契約条例
	· .	特記事項 暴力団等の不当が 入の排除等

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に 係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守する ことを誓約します。
	また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を
	- 遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事
	VIIL
	4 労働者が条例第9条第1項の規定による甲出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
	9 労働者の賃金水準の引上げに関する指直が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見首1、労働者の賃金の引上げ築について適切に対応すること
	7 市長等が行う施策に協力すること。
	8 労働報酬下限額の運用について
	(1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働
	者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳
	(6)社免費終にていて、母注題核素がお労働暗暗の確信に核の対約事が提出されないと(6)社免費終にもいて、母注題核素がお労働暗暗の確信に核の対象事が提出されないと
	(3)対象労働者に対争報酬下限額以上の賃命を支払された。
	(4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
	(3) 文注有は、文注選係もの方製采売の傭保で係る言約者、方製水売で販及の個人事業土冶簿を取りませめ、連市が指定する期日までに提出すること。
	(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公
	契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7)労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応するこ
	\$\tau_{\tau}\$

令和5年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	977円
ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場 _る 働報酬下限額とする。	報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を

労働